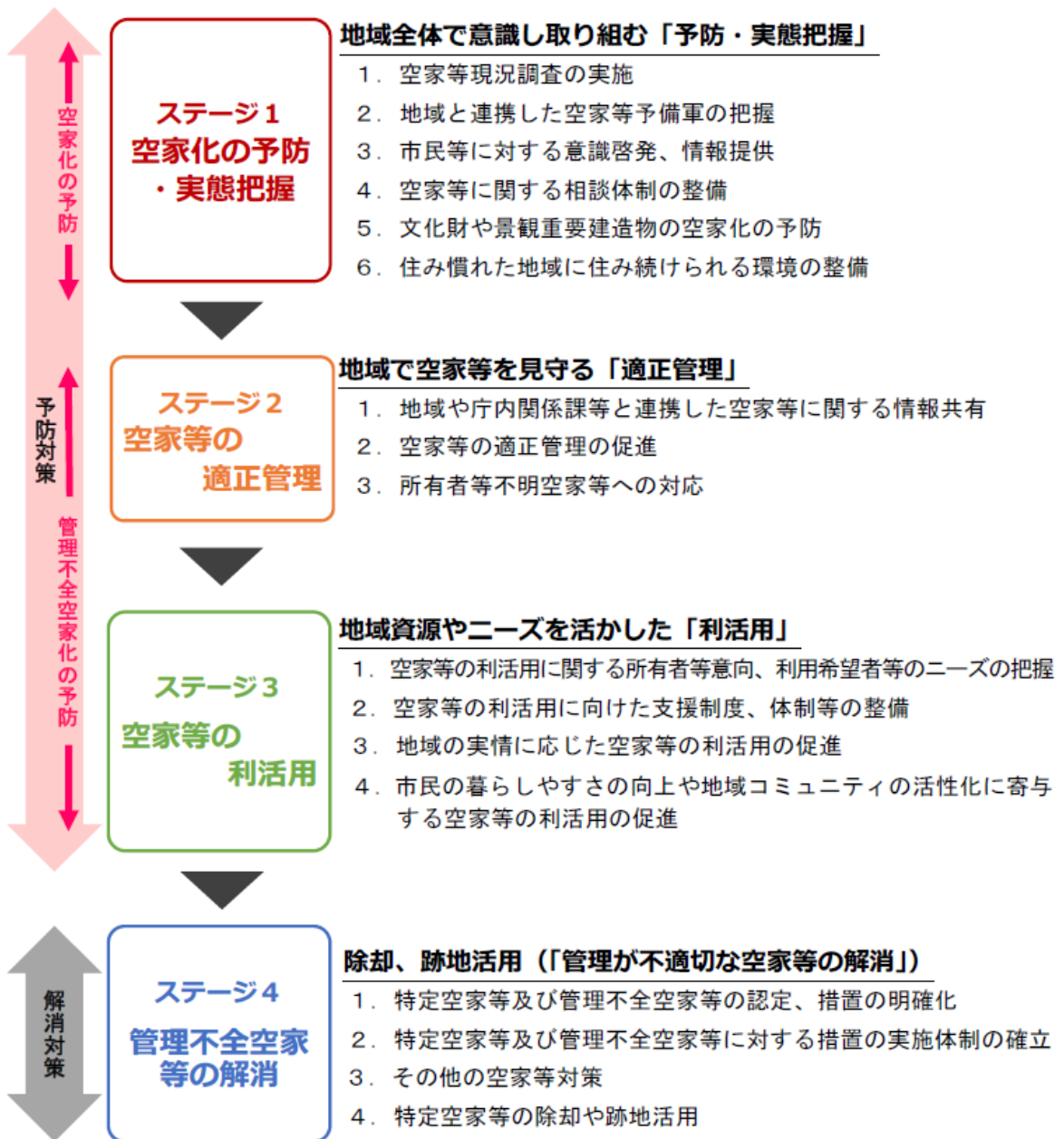

第二次空家等対策計画における今年度の取組み

1. 第二次空家等対策計画における対策内容

- 第二次空家等対策計画における空家等対策の基本方針に基づき空き家化の予防対策や適正管理、利活用等を進めるためにステージ1からステージ4の各段階で有効な対策を実施。



【参考】

※第二次空家等対策計画抜粋「空家等対策の施策・具体的な対策の方向性」

2. 第二次空家等対策計画における今年度の取組み①

■ステージ1 | 空家化の予防・実態把握

(1) 取組内容

	対 策	主な取組内容
1	▪ 空家等現況調査の実施	▪ 空家件数、管理状態の調査及び結果分析 ▪ 空家等の外観目視調査
2	▪ 市民等に対する意識啓発、情報提供	▪ 市広報、HP、SNSによる情報発信 ▪ 空家化予防冊子の作成及び啓発（死亡届出時の配布等） ▪ 市民講座の開催（テーマ：空家相続・売却）参加者35人
3	▪ 空家等に関する相談体制の整備	▪ 空家相談会 ①イベント（フォレストマーケット）に併せ相談ブース設置 ②市民講座に併せ専門家による相談会 相談者8人 ▪ 窓口・電話相談受付

(2) 取組に対する評価

- 関係団体との連携により、空家化の予防に向けた市民講座（相談会含む）を開催し、具体的な情報提供や関連する知識の共有を行い、多くの市民の方々に参加いただくことができ、参加者から有意義な講座であったとの声が多く聞かれるなど一定の成果が得られた。
- 一方で、限られた時間での開催によりテーマを絞った開催となる中、別テーマによる講座を希望する声も聞かれたことから、個々が抱える疑問や課題に対応するための個別相談会やテーマをさらに細分化した講座の開催など、市民の多様なニーズに対応できる仕組みを検討していく必要があります。

2. 第二次空家等対策計画における今年度の取組み②

■ステージ2 | 空家等の適正管理

(1) 取組内容

	対 策	主な取組内容
1	▪ 地域や庁内関係課等と連携した空家等に関する情報共有	▪ 空家等に関する情報整理 (発生・解消を随時更新) ▪ 所有者へ空き家に関する業者の紹介 (公募による業者一覧作成を検討)
2	▪ 空家等の適正管理の促進	▪ 自治会や近隣住民からの相談対応 31件 ▪ 管理不適切な空き家所有者へ通知 18件 ▪ 管理が不適切な状況の解消 5件

(2) 取組に対する評価

- 空き家情報の整理については、発生や解消のたびに随時更新を行っていますが、物件の状態や相談の進捗状況をまとめて管理する仕組みには至っていないのが現状です。長期間空き家として残っている物件について追跡や管理ができるよう調整していく必要があります。
- 相談対応および空き家所有者への通知については、窓口、電話等で相談対応及び所有者への通知を行いましたが、解消件数が少ないため、通知内容や方法を工夫する必要があります。

2. 第二次空家等対策計画における今年度の取組み③

■ステージ3 | 空家等の利活用

(1) 取組内容

	対 策	主な取組内容
1	▪ 空家等の利活用に関する所有者等意向、利用希望者等のニーズの把握	▪ 所有者意向調査（アンケート）を実施
2	▪ 空家等の利活用に向けた支援制度、体制等の整備	▪ 空き家バンクを通じたマッチングを支援 （相談対応：20件 利用者登録：4件 物件登録：1件） ▪ 固定資産税納付通知にりっとう空き家バンクチラシ同封 （約2万枚） ▪ 都市計画法第34条11号12号による調整区域に対する措置 ▪ 栗東市子育て・若年世帯空き家リノベーション補助事業 ▪ クラッソーネによる解体費用シミュレーションの活用促進 （市HPから閲覧数61件 市HPからの解体申込数5件） ▪ 「フラット35」住宅ローン優遇制度 ▪ 耐震化に向けた支援事業の実施

(2) 取組に対する評価

- 空き家バンクについては、相談件数は一定数あるものの、物件登録件数が少ないため、マッチングが進みにくい状況です。民間事業者や専門家、地域との連携を強化し、物件登録の促進を図ることで、マッチングの拡大へ繋げていく必要があります
- 空き家の解体については、市HPをきっかけに業者への解体申込が5件あり、解体費用シミュレーションの導入効果がありましたが、まだ閲覧数が少ないことから、引き続き定期的な広報やLINEによる周知を行うことで、空き家の除却を促進していく必要があります。

2. 第二次空家等対策計画における今年度の取組み④

■ステージ4 | 管理不全空家等の解消

	取組内容	実績・課題	今後の対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等及び管理不全空家等の認定、措置の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等の所有者等に助言・指導（下表のとおり） 管理が不適切な空き家を抽出（50件） 特定空家等除却支援事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 下表のとおり

●特定空家等の経過

対象学区	総合判定	認定時の状況（R5.8.8）	現在の状況
金勝学区	特定空家等	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦の変形・不陸が全屋根面積の概ね50%以上にみられる。 屋根ふき材料の剥落、壁体を貫通する穴、窓ガラスの破損がみられる状況である。 周辺に家屋、市道があり、倒壊等により周囲に影響を及ぼすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> R8.2.9 解体を確認 ⇒<u>認定解除の手続きを進める。</u>
大宝西学区	特定空家等	<ul style="list-style-type: none"> 修理不可能な程度に、擁壁にずれ、傾斜、ふくらみ、著しいひび割れがみられる。 屋根の破損やずれ、バルコニーの手すりや格子に破損や傾きがある状況が確認できる。 周辺に家屋、河川があり、倒壊等により周囲に影響を及ぼすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> R8.2.9 解体を確認 ⇒<u>認定解除の手続きを進める。</u>